

## 令和7年度事業計画

### 1. 事業方針

#### 果実関係

果樹農業振興基本方針に基づき、果樹の流通・消費構造の変化に対応した生産、流通、加工体制を整備する。果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、果実需給安定対策事業・果樹経営支援対策事業を実施し、計画的な生産出荷、商品性の高い果実の生産に向けて関係機関との緊密な連携のもと推進に努める。

#### 野菜関係

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）に基づき、野菜の計画的、安定的な生産出荷と価格の安定を推進するため、当協会において交付準備金を造成し、対象野菜の市場価格が著しく低落した場合に価格差補給金を交付して、集団産地の育成と野菜生産農家の経営の安定を図る。

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に基づき、国産野菜周年安定供給強化推進事業に取り組む取組主体を支援する。

### 2. 事業の内容

#### 【公1 果実の需給安定及び果樹農家の経営支援、野菜の安定供給と価格安定、青果物の需要拡大に関する事業】

#### 1 果実農家の経営支援に関する事業

##### (1) 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び生産が安定的に営まれる競争力の高い産地育成の加速化を図るため、果樹産地構造改革計画に基づき、優良な品目又は品種への転換及び新植、放任園地防止対策の取組に要する経費を補助する。

##### (2) 産地生産基盤整備パワーアップ事業（果樹先導的取組支援事業）

担い手の経営基盤の強化及び生産が安定的に営まれる競争力の高い産地育成の加速化を図るため、果樹産地構造改革計画に基づき、小規模園地整備、その他の経営基盤を強化に要する経費を補助する。

##### (3) 果樹未収益期間支援事業

競争の高い果樹産地の育成を強化するため、優良な品目又は品種への改植及び新植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助する。

#### 2 特別事業

##### (1) 果実需要拡大促進特別事業

交付準備金の運用により生じた利益で造成した特別基金を用い、農協連等が事業実施主体となって行う消費拡大のキャンペーン、PR等果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費に対し補助する。

##### (2) 全国果樹技術・経営コンクールの運営（県事務局）

果樹農家の技術・経営に優れ、地域における経営の規範となり、指導的役割を担っている果樹生産農家等を表彰し、その成果を広く紹介し果樹農業の発展に資するため、「全国果樹技術・経営コンクール」に優良と認める事例を推薦する。

### 3 野菜の安定供給と価格安定に関する事業

#### (1) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜）

独立行政法人農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金を造成する場合において、生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に納付金を納付する。

#### (2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（指定野菜に準ずる野菜）

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の普及・啓発を行い、対象産地から出荷された野菜を対象とする。そのための資金を、国・県・単協等がそれぞれの負担割合に応じて造成し、その資金の管理と独立行政法人農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、農協等を通じて生産者交付金の交付を行う。

特定野菜の該当品目（9品目）：

えだまめ、カリフラワー、さやえんどう、しょうが、スイートコーン  
ちんげんさい、生しいたけ、にんにく、ブロッコリー

特定指定野菜の該当品目（4品目）：キャベツ、はくさい、トマト、ピーマン

また、安定供給を行える産地拡大及び生産者の経営安定につなげるため関係機関と連携しながら制度の周知等を行う。

#### (3) 緊急需給調整推進事業（産地情報調査員設置事業）

重要野菜の緊急需給調整及び調整野菜の緊急出荷調整を円滑に実施するため、都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を全農とくしまに委託する。

#### (4) 国産野菜周年安定供給強化推進事業

加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進し、周年安定供給体制の構築に向けて、実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて独立行政法人農畜産業振興機構が補助する事業である。事業を希望する団体から応募があった場合に、事業実施計画書、交付申請書、実績報告書の確認を行い機構に提出する。

対象品目 たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、  
えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、にんにく、  
しょうが、さといも、えんどう、キャベツ、レタス、かぼちゃ、  
だいこん

### 【収1 農業用廃プラスチック類の適正な処理の推進に関する事業】

農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、各市町村協議会と連携を図りながら適正処理の効率的回収に取り組む。